

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

新システムで検索してみよう!
—今、話題の判決を—

----- 依田 孝子〔大森〕

はじめに

2013年12月から、TAINSの新検索システムがスタートしました。既にご案内のとおり、GoogleやYahooの検索エンジンのように、TAINS初心者でも、情報の検索が簡単にできることをコンセプトとしています。

また、従来どおり、キーワードによる「TAINSキーワード詳細検索」もすることができます。

I TAINSホームページ

1. URS <http://www.tains.org>

「ログイン」をクリックします。

2. ログイン

TAINSへログイン

ユーザID:

パスワード:

ID、パスワードは、次回から入力を省略する

ユーザIDとパスワードを入力して、「ログイン」をクリックします。

3. 検索トップ画面

ログイン後の検索トップ画面は、①検索以外のコンテンツへのアイコン、

②検索窓、③検索条件設定のボタンの3つの構成になっています。



検索窓にポイントを置いて、キーワード【相続税 所得税 二重課税】と入力し、「検索」ボタンをクリックすると、検索結果一覧の画面になり、検索結果件数表(111件)が表示されます。

検索条件	件数	検索条件	件数
相続税	111	所得税	111
二重課税	111	その他	111

4. 情報件数が多い場合

検索結果の件数が多い場合は、①税区分(所得税、法人税、相続税、消費税、他国税、地方税、その他)、②情報区分(判決・裁決・通達・相談事例・その他文書)、③日付範囲(判決・裁決年月日)などで絞り込みます。

この絞り込みは、検索後、検索結果一覧画面で行い、「再検索」をします。

また、検索前に、検索条件を指定することによって行うことができます。その場合は、前記3検索トップ画面の「税法データベースの検索条件指定」をクリックして行います。

5. 判決年月日による検索

判決年月日・裁決年月日が、予め分かっているときは、検索トップ画面の検索窓に全角の大文字英数で次のとおり入力して検索をします。

平25-10-03

6. TAINSコードによる検索

同様に、TAINSコードが分かっているときは、次のとおり入力します。

2888-1793

II 判決の紹介

以下、今回の検索結果の中から、新しい判決をご紹介します。

1. 相続税と所得税の二重課税

平25.11.21東京高裁(棄却)
Z888-1802
平25.6.20東京地裁(棄却)
Z888-1801

この事案は、控訴人が相続により取得した不動産に係る譲渡所得のうち亡Aの保有期間中の増加益について、非課税規定(改正前法9①十五)の適用があるか否かが争われたものです。

東京高裁では、被相続人Aが価額80で購入した土地を、相続により相続人Bが価額100取得し、その後、Bがこれを他に価額110で売却したという事例を想定したうえで、次の理由から、非課税規定は適用できないと判断し、原審判決を維持しました。

① 所得税法は包括的所得概念を採用し、本来、Bが相続により取得した価額100は所得税の課税対象となるはずであるが、相続税も課されることから、これに所得税を課すときは、実質的には同一の経済的価値に対し所得税と相続税の二重課税をすることになる。

② このような二重課税を排除する趣旨で、相続等により取得する所得については所得税を課さないこととする非課税規定が置かれている。

③ 所得税法の下では、Bが土地を他に売却したとき、Bに、Aの保有期間中の増加益20とBの保有期間中の増加益10との合計30に対する所得税が課されるが、そのうちAの保有期間中の増加益20に対する部分は、本来相続時にAに課されるべきものが繰り延べられていたという性質を有するものであって、相続人であるB固有の所得に対する課税ではなく、被相続人であるA固有の所得に対する課税の繰延べとみるべきものである。

④ 他方、Bに課される相続税は、もとよりBが相続により土地を取得したことによるB固有の経済的利得(100)

に対するものである。

⑤ そうすると、Bに課される100に対する相続税とAの保有期間中の増加益20に対する所得税とが、実質的に同一の経済的価値に対して二重に課税するものであるとはいえない。

2. 貸倒損失～元代表取締役に対する貸付金

平25.10.3東京地裁(一部取消し)
(確定) Z888-1793

この事案では、前代表取締役乙に対する貸付金等に係る貸倒損失3億8,642万円を損金の額に算入できるか否かが争われました。

原告は、乙の銀行口座に3億121万円を振り込み、乙はD信金からの借入金(丙及び甲は連帯保証人、原告は根拠権設定者兼連帯保証人)を返済したことから、本件返済は原告による代位弁済か、原告による各保証債務の代位行使の可否が主な争点となりました。

東京地裁では、次のとおり判断し、ほぼ原告の主張を認め貸倒損失の損金計上を認めました。

① 代位弁済の成立を認めることはできず、原告は、丙及び甲に対する保証債務を行使することもできないから、原告が保証債務を履行し得ることを理由として、貸付金等の回収可能性が存在していたという点において、乙は、貸付金等の返済に供する程の資産を有していなかったことから、貸付金等の全額が回収不能となっていたことが認められる。

おわりに

2014年、TAINSは、第5世代システムで運用しております。皆様方に使いこなしていただきながら、さらに使いやすいシステムを目指してまいりますので、よろしく申し上げます。

今回は、紙面の都合上、詳細な検索の説明は省略いたしましたが、「検索トップ画面」には、「マニュアル」のアイコンもありますので、ご活用ください。

これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強カツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK
NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro、ACELINK NX-PRO、iCompass、MUSLINK NX-1、ミロクのかんたん! 法人会計、ACELINK NX-CEは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48階 〒163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

—地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦!—
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30) フリーファックス ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、PDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

